

エアコン設置制限・アンテナ設置禁止について

市営住宅におきましては室外機タイプのエアコン設置個所について制限を設けています。

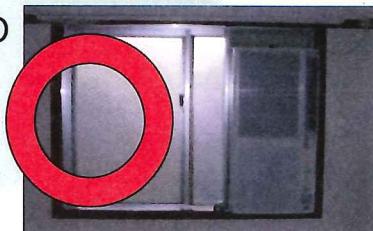
各戸にアンテナを設置することも禁止しています。

【エアコン設置制限】

- ①エアコンの室外機は「住戸専用のベランダ」以外に設置することは禁止。



- ②北側の部屋には、「窓用エアコン」のみ設置を許可



【アンテナ設置禁止】

- ①各戸には、アンテナの設置は許可していません。



北側の梁（はり）、庇（ひさし）の上や壁、手摺等にエアコン室外機やアンテナを設置すると、落下の恐れがあり大変危険です。また、階段や踊り場は、生活上の通路だけでなく、非常の際には避難路となりますので、個人の物品は置かないようにして下さい。

市営住宅は集合住宅ですので、お互いに協力するとともに、ルールを守ってより良い住居環境を形成頂くようお願い致します。